

デジタル・ディバイドとその是正の必要性

美馬 正司

1. はじめに

デジタル・ディバイド(Digital Divide)という言葉が我が国で使われるようになってからしばらく経つが、最近ではすっかり定着した感があり、新聞¹⁾等でも頻繁に使われている。また、昨今では、政府の情報化政策における1つの項目としてもデジタル・ディバイドという言葉が使われ、重要な政策課題という認識が確立されつつある。ただ、日本語に訳す場合、「情報格差」と訳される場合がほとんどであり、そのため、「格差は是正しなければならない」という短絡的な議論に落ち込んでいる部分もあるように見受けられる。

そこで、本稿ではデジタル・ディバイドがいったいどのような事象であり、その是正の必要性があるかどうかについて再確認するとともに、格差を縮小するための方策についても検討を行うこととする。関連した政策を検討される人やデジタル・ディバイドに興味を持っている人の参考になれば幸いである。

2. デジタル・ディバイドの語源と定義

デジタル・ディバイドとは英語であることから察する通り、米国発祥の言葉である。我が国よりもインターネットやパソコンの普及が進み、「ニューエコノミー」という言葉に代表されるようにITによる経済的成長を実現した一方で、ITの活用状況が経済的な格差と連動していたことから問題が顕在化した。米国政府においてデジタル・ディバイドという言葉が使われたのは商務省情報通信庁(NTIA: National Telecommunications and Information Administration)で出しているレポート“Falling Through the Net: New Data on the Digital Divide”(1998.7)が最初ではないかと考えられる。

発祥の地である米国ではデジタル・ディバイドに関する情報発信を行う専用ホームページ(<http://www.digitaldivide.gov/>)を設けており、それによるとデジタル・ディバイドという言葉を表1のように定義している。

一方、我が国では、旧郵政省の『21世紀の情報通信ビジョン - IT JAPAN for ALL -』や、近藤(2000)により定義が成されている。また、木村(2001)はデジタル・ディバイドを狭義と広義に分けて捉えており、広義ではネットワーク社会とそれ以前の社会を分ける歴史的な「分水嶺」という、他と異なる視点から定義を行っている。

本稿では、デジタル・ディバイドを明確に定義することは目的としないが、近藤(2000)のように生活水準という情報を利用した後の二次的な事象により定義するのは複雑性を高めるため、これを回避する。また、木村(2001)による広義の定義に関しても、現実の問題として捉えられている事象よりもより大きな概念であるため、本稿では用いない。本稿では、便宜上、「IT活用の有無やその程度の差」をデジタル・ディバイドとして捉えることとし、現状を踏まえると、この「IT」はブロードバンドを含むインターネットの利用を中心に考える。

表1 デジタル・ディバイドの定義

<p><米国商務省></p> <p>一方に、最も優れたコンピュータや、最も優れた電話サービス、最も速いインターネットサービスを利用できる人々があり、もう一方に何らかしらの理由でそれらを利用できない人々がいる場合、これらの人々の間における違いをデジタル・ディバイドと言う。</p> <p><旧郵政省></p> <p>所得、年齢、教育レベル、地理的要因、身体的制約要因等によるインターネット等の情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会の不平等(デジタル情報格差(Digital Divide))が国内及び国家(地域)間で顕在化しており、こうした機会を持つ者と持たざる者との格差が拡大しつつあるとの指摘がなされている。</p> <p><近藤></p> <p>情報化環境の整備が人々の『生活水準』を向上させるため、情報化が整備された環境にいる者と、そうでない者との間で『生活水準』に差異が生じる状態。</p> <p><木村></p> <p>インターネット型情報ネットワークが社会基盤となる以前の近代産業社会とそれ以降を分ける、まさに歴史的な「分水嶺」。</p>

¹⁾ 日経四紙では2000年2月に初めて使われてから2001年10月24日までに333件の記事に「デジタルディバイド」という言葉が使われている。

3. デジタル・ディバイドの分類

デジタル・ディバイドは1つの言葉として議論されることが多いように見受けられるが、実際には非常に広い範囲をカバーする概念であり、一概に捉えることは困難である。そこで、いくつかの視点から分類することでその概要を捉えることが容易になる。

本稿では、デジタル・ディバイドが見られる比較主体とディバイドの内容、この2つの側面から分類を行う。

まず、比較主体であるが、一般にイメージする個人間だけでなく、組織間や地域間も存在する。組織というのは企業や学校等、所属する組織を指し、この組織間におけるディバイドは少なからず個人間のディバイドに相関する。また、地域には、都道府県、市町村、中心地と郊外等、多様なレベルがあり、国と国とのディバイドも地域間のディバイドに含まれる。加えて、地域間のディバイドは組織間、個人間のディバイドに影響を及ぼす。ちなみに個人としては、年齢、性、所得、職業、身体能力等による違いが想定され、我が国ではあまり考えられないが、国際的には人種等による違いもある。

次にディバイドの内容であるが、これは情報通信インフラ、情報通信環境、情報通信利用の3つに分類することができる。情報通信インフラとは、光ファイバーの幹線整備等、個人的な努力ではどうにもならない部分であり、比較主体としては地域間において見られるものである。また、情報通信環境とは、個人や組織の努力により変更することができるものであり、パソコン等の端末整備や幹線までのアクセス回線の契約等が例として挙げられる。情報通信利用に関しては基本的に個人の依拠する能力や意識の違いであり、いわゆる情報リテラシーが高いか低いか、ITを利用したいと思っているかどうか、等を指す。ただし、このような違いは所属する組織や居住する地域に少なからず影響を受けることになる。

このような分類を整理したものが表2である。この表からデジタル・ディバイドの論点を以下の3つに集約することができる。そこで、本稿ではこの3つの視点からデジタル・ディバイドを検討することとする。

- ・ 地域間における情報通信インフラ
- ・ 個人間における情報通信環境・利用
- ・ 組織間における情報通信環境

表2 デジタル・ディバイドの分類

		比較主体		
		個人間	組織間	地域間
ディバイドの内容	情報通信インフラ			
	情報通信環境			-
	情報通信利用			

ディバイドが存在する
ディバイドに関係する

4. デジタル・ディバイドの現状

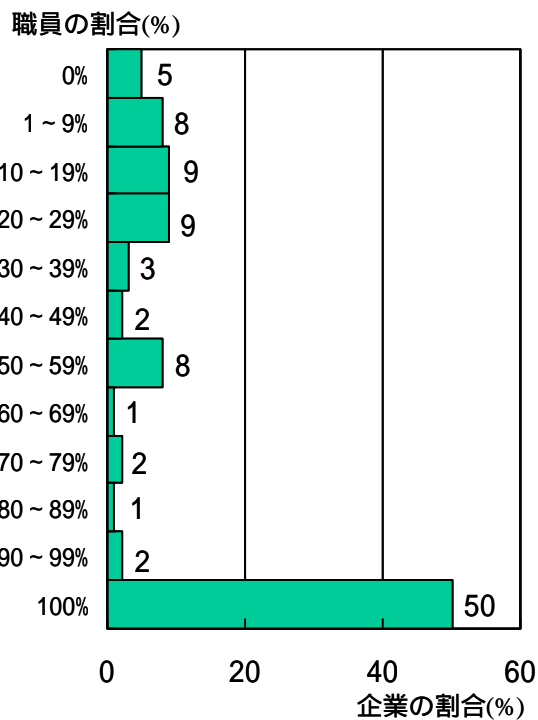
定義や分類により、デジタル・ディバイドを概観したことを踏まえ、デジタル・ディバイドの実状について整理する。まず、言葉の発祥地である米国のデジタル・ディバイドの状況について統計データ等をもとに整理するとともに、我が国および国際的なディバイドについても整理する。

(1) 米国におけるデジタル・ディバイド

「地域間における情報通信インフラ」に関しては、情報通信庁の「Advanced Telecommunications in Rural America」(2000.4)でその実状が示されている。人口250,000人以上の都市の65%ではケーブルテレビによる高速インターネット接続サービスが提供されているが、人口10,000人以下の町では、同様のサービスが提供されている割合は5%にも満たない。また、人口100,000人以上の都市の56%ではDSLによる高速インターネット接続サービスが提供されているが、人口10,000人以下の町では、同様のサービスが提供されている割合は5%にも満たない。このように地域間の情報通信インフラの違いは明確な形で表れている。

次に「個人間における情報通信環境・利用」であるが、情報通信庁の調査では、所得、人種、学歴等によるパソコン所有率やインターネット利用率の違いが報告されている。情報通信庁「Falling Through the Net: Toward Digital Inclusion」(2000.10)によると、年収75,000ドル以上の所得階層と15,000ドル未満の所得階層のインターネット利用率格差は45.2%から51.2%に拡大している。また、黒人とヒスパニックのインターネット利用率の増加は白人やアジア系アメリカ人よりも低い。このように個人間の特性による違いも明確な形で存在する。

「組織間における情報通信環境」に関しては、企業間における違いが見られる。Arthur Andersen と National Small Business United が行った “ Survey of small and mid-sized businesses ” によると、中小企業のインターネット利用率は向上しているものの、インターネットを利用できる職員の割合は図1に示すように大きく異なっている。我が国よりも企業や学校等、組織レベルでの情報化が進んでいるイメージを受ける米国であるが、末端では依然としてインターネットの利用が進んでいない組織も存在するようだ。



出典 National Small Business United "Survey of small and mid-sized businesses"

図1 米国中小企業のインターネット利用職員率

(2) 我が国におけるデジタル・ディバイド

次に我が国におけるデジタル・ディバイドの実状についても米国同様、統計データ等をもとに整理する。

「地域間における情報通信インフラ」に関しては、『日経パソコン 2001.8.20』に掲載された「e都市ランキング」が実状を如実に物語っている。2001年末までにADSLが利用できる人口比率は表3のようになっており、東京、大阪を中心とした都心と地方の地域間格差が明確に見られる。また、同ランキングではADSLだけでなく、FTTH、CATV、無線等を含むブロードバンドサービスの

提供状況を点数化して都市別のランキングも作成しており、これにおいても東京 23 区や横浜、大阪、さいたま等、都心上位の結果となっている。

表3 ADSLの利用可能人口比率

トップ10 (%)		ワースト10 (%)	
東京都	99.2	岐阜県	19.0
大阪府	96.6	岩手県	19.8
神奈川県	91.2	山口県	20.1
埼玉県	86.1	鳥取県	23.8
愛知県	82.0	宮崎県	25.6
兵庫県	79.7	秋田県	25.9
京都府	78.6	滋賀県	26.4
静岡県	77.9	沖縄県	26.8
千葉県	65.9	長崎県	27.6
宮城県	65.5	新潟県	27.7

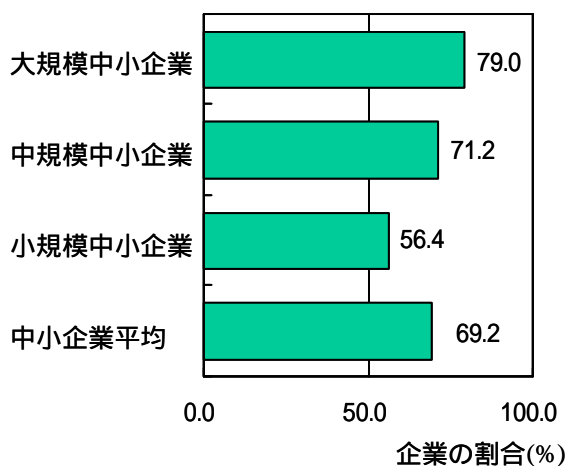
出典：『日経パソコン 2001.8.20』

次に「個人間における情報通信環境・利用」であるが、所得、年齢、職業等により違いが見られる。経済企画庁『消費動向調査』(2000.4)によると、パソコンの世帯別普及率は、年間世帯収入が1,200万円以上の世帯では66.3%であるが、300万円未満の世帯では12.8%でしかない。また、旧郵政省が行った『個人の情報リテラシーに関する調査』によると、情報リテラシーを11点満点で得点化した場合、20代、30代の平均が8点を超えているのに対して、60代の平均点は4.38点となっている。加えて、総務省『インターネット利用格差に関する調査』によると、学生(79.4%)や勤務者(58.2%)のインターネット利用率が高いのに対して、無職(12.8%)、専業主婦・主夫(25.9%)、自営業(37.6%)等の利用率は低くなっている。ちなみに、米国と大きく異なるのは単一民族であるため人種間における違いが見られないことであり、また、男女間における違いも我が国ではほとんど見られない。

「組織間における情報通信環境」に関しては、米国同様、業種や規模等において企業間の違いが見られる。日本労働研究機構が行った『IT活用企業についての実態調査』によると、1人1台のパソコン環境を実現している割合が最も高い情報サービス業では90.3%であるのに対して、金融・保険業、不動産業では14.9%、卸・小売業、飲食店では34.1%となっている。また、商工中金が行った『中小企業のインターネットの利用等に関する調査[2000年8月調査]』によると、中小企業

全体のインターネット利用率は年々上昇してきているものの、図2に示すように規模による格差は存在する。大企業を対象にした前述の日本労働機構の調査においてインターネット利用率が94.1%になっていることから、規模による格差があることは明白である。

また、文部科学省の『学校における情報教育の実態等に関する調査結果』から学校間の情報通信環境のディバイドも浮き彫りになっている。同調査結果によると、全国に3万9千近くある学校の内、教育用のコンピュータが設置されていない学校が依然として700弱存在している。教育用コンピュータ1台当たりの生徒台数も都道府県によって違いがあり、最もコンピュータが行き渡っている高知県が1台当たり8.4人であるのに対し、最も行き渡っていない神奈川県では1台当たり20.0人となっている。



出典 商工中金 中小企業のインターネットの利用等に関する調査[2000年8月調査]

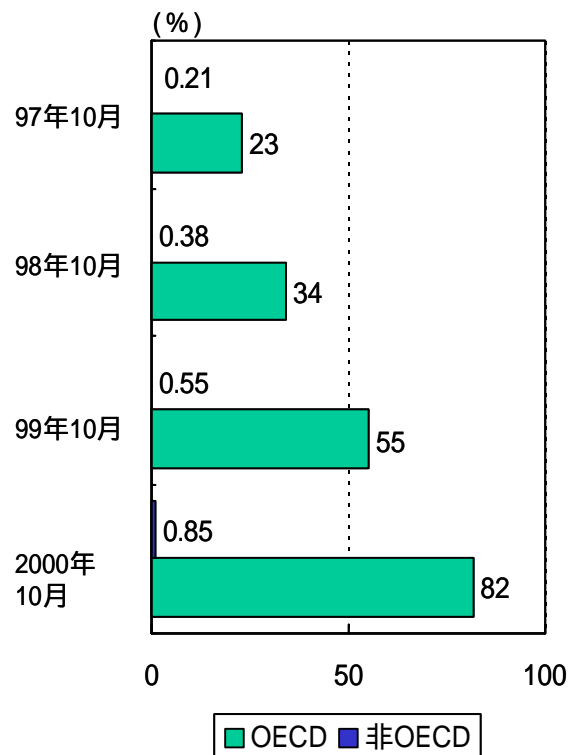
図2 中小企業のインターネット利用率

(3)他国、および国際的ディバイド

米国や我が国以外でもデジタル・ディバイドは存在する。英国の“National Statistics Omnibus Survey”(2000.7)、オーストラリア統計庁の“Use of the Internet by Householders, Australia”(2001.2)、シンガポールの“IT Household Survey 1999”(2000.1)、およびカナダ政府の資料からも、各国の学歴、所得、年齢、職業、地域等によるディバイドの存在がうかがえる。

また、このように国内だけでなく、国際間のデジタル・ディバイドも存在する。図3に示すようにOECD諸国と非OECD諸国ではインターネッ

トホスト数に大きな違いがあり、情報通信基盤におけるディバイドを表している。このような現状を受け、2000年に我が国で開催された九州・沖縄サミットでは、国際間のデジタル・ディバイドの是正が大きな課題として取り上げられ、『グローバルな情報社会に関する沖縄憲章』が採択された。同憲章をもとに、関係者との議論・政策対話の促進、国際的な情報格差解消に対する意識の向上、民間部門の提言の検討等を行うデジタル・オパチュニティ作業部会(ドット・フォース)が設立されており、2001年のジェノバサミットでは、ドット・フォースの検討をもとに、ディバイド是正に向けた『ジェノヴァ行動計画提案(Proposed Genoa Plan of Action)』が示された。



出典：OECD資料

図3 人口千人当たりのインターネットホスト数

5. ディバイド是正の必要性

上記のようにデジタル・ディバイドが存在することは明らかであるが、その是正の必要性に関しては十分な議論が必要である。そこで、まずデジタル・ディバイドの是正を必要とする理由について整理を試みる。ディバイド是正の必要性は「公平性」と「経済性」の2つに大きく分けることが可能である。

(1)公平性

公平性に関しては、「地域間の情報通信インフラ」を考えると分かり易い。ブロードバンドサービスに関して、どこに住んでいる人でも公平に利用できるべきだと考えると、現状におけるディバイドは是正されなければならない。電話サービスで規定されているユニバーサルサービス²⁾はまさにこの概念である。

また、「個人間における情報通信環境・利用」に関しても、ディバイドが所得に依拠している部分が問題になる。ITの利用が人間の知的活動に不可欠な存在であり、かつその利用が経済的な富の形成を少なからず支援しているのであれば、所得の少ない人がその所得故にITを活用できないことは初期における機会均等という点で問題になる。

『グローバルな情報社会に関する沖縄憲章』において示されている『デジタル・オポチュニティ』という言葉はまさにこの機会均等を示していると言える。

この機会均等の議論は「組織間における情報通信環境」においても同様のことが言える。企業規模による情報通信環境の違いは、個人間の所得の違いに類似する部分がある。更に、個人間でも企業間でも問題となるのは、ITがこの経済的な富の形成を支援することで、ディバイドが拡大する方向に発展することである。つまり、所得の高い人は「高所得」「IT活用」「所得の更なる向上」

「更なるIT活用」という好循環を形成することで、低所得者との経済的、IT活用における格差が拡大する。また、デジタル・ディバイドを原因として、所得格差が拡大した場合、格差拡大による社会の不安定化等も危惧される。

このような理由により、社会における公平性確保の観点からデジタル・ディバイド是正の必要性があると考えられる。

(2) 経済性

デジタル・ディバイド是正の議論は主に前述した公平性を理由としたものであるが、実際には経済的な議論も少なからず存在する。

ITバブルがはじけたため、一時ほどではなくなったが、我が国においても米国のニューエコノミーに代表されるようにITによる経済活性化が期待されている。IT活用状況のベンチマークとしては国民のインターネット利用率、ブロードバンド利用率等があり、国民全体としてのIT利用を促

²⁾ ユニバーサルサービスとは、「誰でも、どこに住んでいても、妥当な価格でサービスが受けられること」を言う。

進する意味でデジタル・ディバイドの是正が必要と考えることもできる。

また、地方公共団体による広報紙配布等、住民全体を対象にした公共サービスをイメージすると分かり易いのであるが、社会的な効率性という面からもディバイド是正が望まれる。すべての住民がインターネットで広報紙を見るようになれば、広報紙の流通コストは限りなくゼロに近付き効率的である。一方、現状のように印刷物と電子データが混在する状態であれば、手間や費用がインターネットのみと比較して大きくなる。

加えて、ITに関連する情報財には「ネットワークの外部性」³⁾が存在する。そのため、ITを利用する人が増加すればするほど社会的な便益がより拡大すると予想され、これもデジタル・ディバイド是正を必要とする経済的理由の1つとして考えられる。

6. 是正の必要性への疑問

上記のようにデジタル・ディバイド是正の必要性に関しては様々な理由が挙げられるわけであるが、これらは十分な妥当性を有しているとは言えない。経済性に関しては、より多くの人々がITを利用することで社会的な総便益が高まるという議論は理解できるが、そのために利用意志のない人にITの利用を強制することはできない。経済的な便益は人権を尊重した上で成り立つべきである。また、公平性に関して、一見、必要性の議論は妥当であるように見受けられるが多くの疑問を有している。そこで、以下に、公平性の観点からのディバイド是正の必要性に対してディバイドの3つの視点から疑問を提示する。

(1) 地域間における情報通信インフラ

我が国では電話のサービスまではユニバーサルサービスとして位置付けられているが、インターネット関連サービスに関しては明確な規定は存在しない。低い速度(ナローバンド)によるインターネット接続に関しては、電話のユニバーサルサービスにより実質的に実現されている。したがって、問題になるのはブロードバンドであるが、ブロードバンド等に関しては次世代ユニバーサルサービスとされ⁴⁾、ユニバーサルサービスの必要性

³⁾ 福田・須藤・早見(1997)によると「ネットワークの外部性」とは「より多くの人々が使えば、そこから得られる便益が大きくなること」である。

⁴⁾ 郵政省『IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申』

は明確になっていない。また、現状におけるブロードバンドのアプリケーションはエンターテインメント的な要素が多く、社会的な必要性も低い。これは高速道路の議論とも類似しており、公平性を確保するために居住者が少ない山奥まで高速道路を延ばすことが望ましいかという、費用対効果等を考慮すると望ましいとは言えないだろう。以上のような理由からブロードバンド等の情報通信インフラに関するデジタル・ディバイドを市場以外の力で是正するには現状に置いて根拠が弱いと考えられる。

(2) 個人間における情報通信環境・利用

個人間におけるディバイドで議論しなければならない最も重要な点は、「本人がディバイドと認識していないものをディバイドとするか」ということである。例えば、高齢者や主婦等は、ITを活用したとしても所得にはなんら変化はないし、所得を向上させたいというインセンティブもそれほど高くない。このような高齢者や主婦の中でITを利用したくないと思っている人に対して、デジタル・ディバイドだからと言って無理にITを利用してもらうのは妥当だとは言えない。つまり、ディバイドとは本人が認識するものであり、数値だけで一概にディバイドであるとは言えないのである。高齢者のインターネット利用率が10%であっても、利用したいと考えている高齢者が40%しかいないとしたら実質の利用率は25%である。

個人の情報通信環境・利用に関しては、実際の自動車に例えて議論すると分かり易い。ITの活用は人間の活動範囲を拡大し、目的のための手段であるという点で自動車と類似している。我々は全員自動車を運転するわけではないが、タクシー等、運転できる人を活用することで、同様の効果を得ることができる。つまり、ITに関しても必ずしも直接本人が使う必要はなく、ITを利用できる誰かに代替してもらうことで同様の効果を得ることが可能である。また、すべての人が自動車を持っていないのと同様に、自分の所得や必要性からパソコン等の情報通信機器を持っていないのは何ら問題ないように考えられる。加えて、自動車の普及に時間がかかったのと同様にITの普及にもある程度の時間を必要とすると仮定すれば、自動車同様、長期的には利用のディバイドは解消されると予想される。

次に、格差が拡大するという議論に関しても、所得の高い人がその高い可処分所得のためにパソコン等を持っているだけであって、ITを活用して

いるから必ず所得が高いという因果関係は明確になっていない。特に米国では所得階層が頻繁に入れ替わることが言われており、このことを踏まえても、ITと所得の因果関係はそれ程強くないのではないかと考える。加えて、ディバイドの根拠として所得と異なる要因も存在する。なぜなら、米国では所得以外による要因による影響がむしろ大きいという調査も見られる。Forrester Researchの調査“ The Truth About Digital Divide ”(2000.4)によると、所得15,000~24,999ドルのアジア系アメリカ人と、所得70,000~99,999ドルのアフリカ系アメリカ人のインターネット接続率はほぼ同じである。我が国は単一民族ではあるものの、国民の性格がいくつかに分類されると考えれば、それによりディバイドを説明できる可能性が高い。

(3) 組織間における情報通信環境

企業等の組織間のディバイドに関しては、基本的に個人間と同様に考えられる。つまり、すべての企業がITの活用を必要としているわけではなく、業種によってはITを活用しなくても事業を展開できる企業も少なくないということである。

ただ、個人間と異なるのは、性格、つまり組織性向等に依拠する部分は小さいと予想され、企業規模等、経済的な要因に依拠する部分が多いのではないかと予想される。

また、個人と異なり、組織レベルでのIT活用に関しては、自動車に例えた場合、タクシーや電車等に当たる代替手段が確保できないといった大きな問題がある。

一方、学校に関しては、生徒における機会均等の観点から等しい情報通信環境の整備は必要不可欠であり、ディバイド是正に対して疑問はないと考える。

7. ディバイド是正に関する総合的な見解

デジタル・ディバイドを捉える時に完全な欠けているのはディバイドが存在すること自体が悪いことかどうか、という議論である。この世の中に完全や平等社会はありえないし、それを実現することが良いとも思えない。完全な平等社会では人々の努力するインセンティブはなくなり、社会的な発展の速度も減速すると予想される。このことは昔前に社会主義諸国の経済が行き詰まったことからもうかがえよう。また、所得格差が拡大することで必ずしも社会的に不安定になるわけではない。木村(2001)によると、賃金格差が拡大

している国の方が失業率は低下しており、賃金格差が相対的に小さい国ほど失業率は高くなっている。したがって、これまでも存在した所得格差や、学力、能力、職業等の多様性を考慮しても、一概にデジタル・ディバイドを是正すべきであるという議論は説明性に乏しい。

では、デジタル・ディバイドに対して対策を講じる必要がないかということ、そうではない。そこには、所得や能力の格差是正等と異なる意図が存在する。ITによる技術革新や社会環境変化は、昨今、明らかに人間個々人や組織が変化するスピードより速くなっている感があり、社会的に大きな摩擦を生じている。ITの活用促進には、個々人の能力の拡張や、ネットワーク利用による柔軟な組織形態やセーフティーネット形成の可能性等、このような摩擦軽減の効果が期待できる。

また、ユニバーサルサービスの概念に近い将来変化する可能性があること、自動車に見られるような代替材の存在が乏しいことから、初期における機会均等を確保するためある程度のディバイド対策は必要であろう。加えて、学校等、喫緊にディバイド是正が求められる部分も存在する。

前述したように、このような対策はあくまでも本人の自主性を支援する形で行われるべきであるが、従来の社会構造のままではディバイド対策の必然性と本人の自主性が必ずしも合致しない可能性がある。つまり、デジタル・ディバイドに対する対策は小泉政権において進められている「聖域なき構造改革」の一環として、雇用の流動化等と連動して行われないと、その有効性が半減されることになるであろう。

8. デバイド是正の方策

ディバイドは完全に是正するべきものではないが、個々人における社会環境変化への対応能力向上、初期における機会均衡の観点からある程度の対策が必要である。最後に、3つの視点からディバイド是正の方策について検討する。

(1) 地域間における情報通信インフラ

地域間における情報通信インフラに関しては、我が国においてブロードバンドの有無が議論的になっている。筆者もコンサルタントとして、過疎地におけるブロードバンド環境整備に関する相談を何度も受けたことがある。

実際、市場原理では市場の小さい不採算地域における高度な情報通信インフラの整備は望めないため、これを是正するためには何らかしらの公的

な関与が必要である。ただし、関与の方法には一考が望まれる。総務省が2001年10月に提示した『ブロードバンド構想』では、過疎地におけるブロードバンドを光ファイバー中心で公的に整備するという方針を示している。NTTを含め、通信回線を提供するサービスは基本的に民営化されている現状において過疎地のすべての高速回線を公的に整備することは政策の一貫性に欠け、非効率的な部分も出てくるのではないかと考える。また、技術の陳腐化を考慮すると、将来においても恒久的に公的負担で改修を行っていくのか、という疑問も残る。このようなことを踏まえると、米国のユニバーサルサービス基金に見られるような、通信企業共同の資金負担方法を確立し、通信料金の負担の中で費用移転させた方が望ましい。加えて、このように通信料金のみで地域間の負担再配分を行った方が情報公開という点でも分かり易く、税金によるブラックボックス化を防げるのではないだろうか。

(2) 個人間における情報通信環境・利用

個人レベルの利用促進に関しては、2000年から行われているIT講習会が大きな役割を果たしているように見受けられる。多くの地域で申込数が募集を上回っているという話を聞き、本人の意志に応じた利用促進という視点からも妥当である。ただし、IT講習会に関しても、ワープロ、表計算、インターネット等の基本的な利用に関する講習を広く浅く行っており、多くの人数の受講に重きが置かれていることから、真の意味でのIT活用や地域における構造改革に結びついているかどうかは定かでない。ワープロ等、具体的なアプリケーションソフトウェアでIT利用のきっかけを作ることが重要であるが、地域における構造改革等を考慮すると、ITだけでなくメディア・リテラシー等を含む情報活用能力全般の育成が望まれる。また、受講者からは更に高度な内容のセミナー等の要望もあるようで、公共側としては、ビジネス関係のIT関連セミナーやメディア・リテラシー等も含め総合的な学習機会提供が期待される。

情報通信環境のディバイド対策としては、家庭にパソコン等を持っていない人に利用機会を提供するために公共施設にインターネット端末を整備する事例が多く見られるが、これに関しては意図した効果があまり期待できないと考える。これまでもいくつかの地方公共団体が公共スペースに整備した開放型のインターネット端末を見てきたが、ほとんどの利用者は既にインターネット利用環境

を職場、もしくは家庭に持っていると予想される人々であった。

情報通信環境のディバイド対策として最も確実なのは富山県山田村に見られるように全世界にパソコンを配布することであるが、公共的に費用負担する必然性、負担金額等を考慮すると現実的な方策ではない。また、IT 機器購入に対する一律的な所得控除や税制優遇等は、高所得者の利用が多くなり、ディバイド是正の観点からは望ましくない。情報通信環境の所有率が所得と比例関係にあるのであれば、一定金額以下の所得階層に対して、IT 機器購入の支援措置(パソコン購入券等)を提供することが妥当と考えられるが、実現のための手間や費用等を考慮すると難しい部分もある。

(3)組織間における情報通信環境

企業間における情報通信環境におけるディバイドは何らかの対策が必要である。まず、大企業と比較して資金的な余力のない中小企業に対しては資金的な支援が不可欠である。既に中小企業庁において IT 貸付制度や戦略的情報化機器等整備事業、中小企業投資促進税制等の整備が進められているが、税制面での優遇措置の継続や制度の利用し易さ向上等が望まれる。

また、組織における IT 投資、IT 活用の意志決定を行うであろう経営者に対する意識啓蒙も不可欠である。これまで現業が忙しく IT 活用まで時間を割けないという経営者の話を何度か聞いたことがあるが、研修期間中の補助職員を派遣する等、このような中小企業経営者に IT 研修を支援する制度があっても良いのではなかろうか。

この他、中小企業庁では、IT アドバイザー派遣事業、専門家派遣事業、戦略的情報化投資活性化事業等、IT 活用に関するコンサルティグ事業を進めているが、中小企業における IT 投資の投資対効果を高め、「IT 投資」「業績向上」「更なる IT 投資」という好循環を形成するために、このようなソフト面における支援施策の充実も求められるところである。

学校における情報通信環境整備はディバイド是正に有効であり、自宅にコンピュータを持たない生徒でも等しく IT 利用機会を提供するのに寄与する。このような観点からも公的な投資によりすべての学校における情報通信環境の早急な整備が求められる。

9. おわりに

上述したように、デジタル・ディバイドへの対

策を検討する場合、多様な観点を考慮する必要があり、政策を実施する場合、その複雑性故に労力やコストが増大する可能性はある。しかし、政策を単純化するために、これらの議論を回避することは望ましくなく、ディバイド是正の必要性、妥当性に関して十分な議論が求められる。まして、選挙における集票等、短絡的な視点からディバイド対策が提案されることは問題であり、この点に関しては、「格差」という言葉に惑わされない、有権者としての「賢さ」が必要である。

本稿では、デジタル・ディバイドを便宜上、「IT 活用の有無やその程度の差」と定義したが、結局、重要なのは IT 利用のディバイドそのものではなく、それと社会的問題との関連性である。したがって、本稿において検討したディバイド対策に関しても関連する社会的問題へのソリューションと一体となって検討することが望まれよう。

参考文献

- ABS(2001) "Use of the Internet by Householders, Australia"
- Arthur Andersen and National Small Business United(2000) "Survey of small and mid-sized businesses"
- Crown (2000) "National Statistics Omnibus Survey"
- Forrester Research(2000) "The Truth About Digital Divide"
- NCB(2000) "IT Household Survey 1999"
- NTIA(1998) "Falling Through the Net :New Data on the Digital Divide"
- NTIA(1999) "Falling Through the Net:Defining the Digital Divide"
- NTIA(2000) "Advanced Telecommunications in Rural America"
- NTIA(2000) "Falling Through the Net: Toward Digital Inclusion"
- OECD(2001) "UNDERSTANDING THE DIGITAL DIVIDE"
- R. W. Crandall and L. Waverman(2000)"WHO PAYS FOR UNIVERSAL SERVICE?" The Brookings Institution Press(福家秀紀、栗澤哲夫監訳(2001)『IT時代のユニバーサル・サービス』NTT 出版)
- Statistics Canada(2000)"The daily Friday, May 19, 2000"
- 外務省(2000)『グローバルな情報社会における沖縄憲章』
- 木村忠正(2000)『デジタルデバイドとは何か』岩波書店
- 経済企画庁(2000)『消費動向調査』
- 近藤勝則(2000)「デジタル・ディバイドをめぐる研究課題と対策」『郵政研究所月報』郵政研究所
- 商工中金(2000)『中小企業のインターネットの利用等に関する調査[2000年8月調査]』
- 総務省(2001)『ブロードバンド構想』
- 総務省(2001)『平成13年版情報通信白書』
- 日経BP社(2001)『日経パソコン 2001.8.20』
- 日本労働研究機構(2001)『IT活用企業についての実態調査・情報関連企業の労働面についての実態調査』
- 福田豊・須藤修・早見均(1997)『情報経済論』有斐閣
- 文部科学省(2001)『学校における情報教育の実態等に関する調査結果』
- 郵政省(1996)『マルチメディア時代のユニバーサルサービス・料金に関する研究会報告書』
- 郵政省(2000)『平成12年版通信白書』
- 郵政省(2000)『21世紀の情報通信ビジョン - IT JAPAN for ALL - 』
- 郵政省(2000)『IT革命を推進するための電気通信事業におけるIT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申』